

令和元年度第 2 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 2 年 2 月 1 2 日

担当部・課：復興事業部区画整理課 [内線 5 5 6 3]

市街地整備課 [内線 5 4 4 2]

① 件 名
石巻市震災復興土地区画整理事業及び石巻市被災市街地復興土地区画整理事業における清算金の分割徴収及び分割交付に付す利子の利率の改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災による甚大な被害を受けた区域内にある、住居の集団的移転及び市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために、市が施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法の規定により石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成 2 4 年 6 月に、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成 2 5 年 6 月にそれぞれ定め、新市街地及び既成市街地の土地区画整理事業を進めている。</p> <p>【目的】</p> <p>法定利率の見直し等が行われる「民法の一部を改正する法律」が平成 2 9 年 6 月 2 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「土地区画整理法施行令」の一部が改正されたことから、清算金の分割徴収及び分割交付に付す利子の利率を法定利率に改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号） 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号） 土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 震災復興計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興 ◆市街地の整備 土地区画整理事業</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【新市街地】</p> <p>平成 2 4 年 6 月 2 5 日 「石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」施行 7 月 2 4 日 事業計画決定（新蛇田） 1 2 月 2 8 日 事業計画決定（新渡波） 平成 2 5 年 4 月 2 日 事業計画決定（新渡波西） 4 月 2 6 日 事業計画決定（あけぼの北） 1 0 月 2 5 日 事業計画決定（新蛇田南） 平成 2 6 年 5 月 8 日 事業計画決定（新蛇田南第二） 平成 3 0 年 3 月 1 9 日 「石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」の一部改正</p>

<p>【既成市街地】</p> <p>平成25年 6月25日 「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」施行 9月20日 事業計画決定（新門脇、湊東、湊北） 11月 1日 事業計画決定（下釜第一）</p> <p>平成26年 1月14日 事業計画決定（中央一丁目、湊西）</p> <p>平成27年 3月27日 事業計画決定（上釜南部、下釜南部）</p> <p>平成28年 5月 9日 事業計画決定（中央二丁目）</p> <p>平成30年 3月19日 「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」の一部改正 令和 元年12月20日 「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」の一部改正</p>	
<p>⑤ 主な内容</p>	
<p>土地区画整理事業に係る清算金は土地区画整理法により分割徴収または分割交付することができる と規定されており、それらに付すべき利子の利率を土地区画整理法施行令に基づき、分割徴収につ いては財政融資資金の貸付けの利率（当該利率が年6パーセントを超える時は年6パーセント）、分割交 付については年6パーセントと規定している。</p> <p>平成29年6月に公布された民法の改正では、法定利率が「<u>年6パーセント</u>」から「<u>年3パーセン ト</u>」に改められることとなった。</p> <p>その後、土地区画整理法施行令においても、付すべき利子の利率が「<u>年6パーセント</u>」とされていた ものが、民法に規定する「<u>法定利率</u>」に改正されたことから、本条例においても「<u>年6パーセント</u>」を、 民法に規定する「<u>法定利率</u>」と改める。</p> <p>※なお、民法第404条第3項にて法定利率は法務省令で定めるところにより3年ごとに変動すると 規定されている。</p>	
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>	
<p>【影響・効果】</p> <p>本条例の改正により、関係法令及び本市の復興に係る土地区画整理事業の適切な運用に資する。</p>	
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>	
<p>県内市町で土地区画整理事業の施行規定（条例）を策定しているのは、石巻市、仙台市、塩竈市、 多賀城市、岩沼市、名取市、気仙沼市、東松島市、女川町となっている。</p>	
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>	
<p>令和2年 2月 令和2年第1回定例会に、石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条 例及び石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正 について提案 （施行予定年月日：令和2年4月1日）</p>	
<p>⑨ その他</p>	